

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第26条 在学期間は、医学科にあつては10年、人間健康科学科にあつては8年を超えることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、人間健康科学科の第3年次に入学した者の在学期間は、4年を超えることができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第26条 在学期間は、医学科にあつては10年(同一年次においては、3年)、人間健康科学科にあつては8年を超えることができない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第26条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>